

経済財政諮問会議

議 事 録

(平成 17 年第 4 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 2 月 28 日(月) 18:30～19:28
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 公務員の総人件費削減について
 - (2) 政策金融改革について
3. 閉会

(説明資料)

- 公務員の総人件費の削減に向けて(有識者議員提出資料)
- 麻生議員提出資料
- 政策金融機関の統廃合に向けて(有識者議員提出資料)

(配付資料)

- 政策金融の抜本的改革に関する基本方針(平成 14 年 10 月 7 日 経済財政諮問会議)
- 政策金融改革について(平成 14 年 12 月 13 日 経済財政諮問会議)

(本文)○議事の紹介

(竹中議員) それでは、ただいまから今年 4 回目の経済財政諮問会議を開催いたし

ます。

今日のテーマであります。2つあります。1つは、公務員の総人件費削減の問題、そして2番目は政策金融改革であります。谷垣大臣、国会の関係で遅れてこられますので、上田副大臣においでをいただいております。なお、中川大臣に少し遅れてこられるということでございます。

○公務員の総人件費削減について

(竹中議員) それでは、公務員の総人件費削減の問題から審議をしたいと思います。

民間議員から資料の提出がありますので、御説明を奥田議員からお願いします。

(奥田議員) それでは、お手元の「公務員の総人件費の削減に向けて」と、こういうタイトルのペーパーが出ておりますので、これについて説明いたします。

御承知のとおり、民間企業では国際的な競争力の維持のために、総人件費を抑制せざるを得ない状況でございます。国、それから地方自治体におかれましても、これまで公務員の定員削減や、あるいは給与水準の是正等を進めていただいておりますが、国家公務員の総人件費は、定員を総務省、給与を人事院が管轄しているということもございまして、全体としての効率化が進みにくく、地方公務員の人件費もまだ効率化の余地が大きいのではないかと考えております。財政再建に向けて、また、効率的な小さな政府を目指し、具体的な目標を掲げてより一層取り組む必要はあるのではないかと考えております。

本日は公務員の定員削減、それから国家公務員の給与の見直し、地方公務員の給与の見直しの3点について御提案をさせていただきたいと思っております。

第1番目に公務員の定員削減でございますが、国は新行革大綱において、5年で10%以上の定員削減計画を策定する方針でありまして、地方自治体でも、毎年1万人程度の削減努力を行っていただいておりますが、これをさらに一歩進める必要があると考えます。特に、国の定員削減計画は、増員についての縛りがありますので、新たに純減目標というものを掲げまして、増員の必要性に関する厳格な精査や大胆な再配置を通じて一層の純減を確保すべきであります。また地方も同様の取り組みを行うべきであると考えます。

この際、地方支分部局においても一段の見直しが必要でありますので、総務省におかれましては、平成18年度を取組方針について、諮問会議で御報告いただくとともに、残る業務についても、市場化テストの対象とすることを御検討いただきたいと思っております。

さらに総務省は、地方自治体における市場化テスト等の取組状況、あるいは合併による合理化効果を評価できるように情報開示をすべきであると考えております。

第2番目は、国家公務員の給与の見直しでございます。人事院では、地方に勤務する国家公務員の給与水準を含めて、民間企業の状況をより精緻に反映した給与制度の抜本的見直しを検討中ということ聞いておりますが、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。併せまして、別紙に示してございます30種類の

特殊勤務手当につきまして、その必要性や水準をゼロベースで見直すべきであると思います。また、一般職国家公務以外の公務員や独立行政法人、あるいは国立大学法人の人件費についても見直しを進めていく必要があると考えております。

第 3 番目になりますが、地方公務員の給与の見直しでございます。現在、給与水準を測る指標として使用されていますラスパイレス指数でみると、国と地方の公務員の給与格差は小さくなっておりませんが、地方における官民格差というのは縮小していないのではないかと指摘がございます。各人事委員会でも官民較差率を算定しておりますが、人事院の地域別官民較差率ほどの差が出ていないということ、さらには国と各地方の官民較差率の差もあまり見られない状況でありまして、実態が正確に反映されているかどうかを十分検討する必要があると考えております。

まず、地方における官民の給与格差の算定方法を明らかにしまして、実態がより反映されるような勧告のあり方を改革すべきであると考えております。

また、給与水準が一段と高い技能労務職の給与や各種手当の見直しや、職務の内容に比して給与の等級づけの高い、いわゆる「わたり」の是正についても進めていくべきであると思います。

総務省には、平成16年10月から「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」におきまして、これは平成17年度中に終わるということになっておりますが、地方公務員の給与の実態把握、あるいは情報公開と、官民格差や国と地方の格差の適切な把握等について御検討いただきまして、ぜひとも地方公務員の給与決定の適切な考え方等を示していただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは麻生大臣から資料の御提出がございますのでお願いします。

(麻生議員) それでは、今の民間議員からの御意見に対する反論を含めて、この提出資料を御参考にさせていただきながら発言をさせていただきたいと存じます。

1 ページ目の棒グラフ(人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較)につきましては、前にお見せしたことがあると思いますが、一番下の黄色いところが中央政府職員ですが、連邦国家ではドイツとほぼ同じ2.8 人でありまして、加えて、これに政府企業や地方の政府、軍人や、国防等を全部加えた公的部門に比べましても、G 5 の諸国中では最小という事実をまず頭に入れておいていただきたいと思っております。

2 ページに続きますが、GDPの中に占めます一般政府、いわゆる中央政府+地方政府の人件費の割合というものも見ていただいたら分かりますように、人件費の割合も6.8 %でG 5 諸国中最小と、諸外国と比較しても極めて小さな政府を人件費の上でも実現していると思っております。

3 ページ目、国の予算に占める総人件費を見ますと、昭和40年から平成17年の推移を見ていただくと分かるように、独立行政法人化や、定員削減などの政府のスリム化、人事院勧告を踏まえた給与の適正化などによって、基本的には低下の

傾向を示している。全体を通じて、大胆な再配置を実現するためにこういったものを行っていくんだと思いますが、5年間で10%以上、年率2%の定員削減は、従来の削減目標をほぼ倍増ということになるという点は極めて厳しい目標でして、この目標の達成に向けて、この夏定員削減計画を改定する予定にいたしております。

この中で純減というお話が出ておりましたが、これは治安とか、安心とか安全とか、警察官に対する色々なものを含めまして、公安、入国管理、植物防疫官、麻薬取締官等々、これらの需要に対して適切に増員する必要というものはありますので、その増員はどれくらいするという判断は全然しないで、あらかじめ純減目標だけ設定するということはできないと思っております。

これをどうしてもやられた場合は、これは各省一律ということになりますと、メリとハリが全然つかないことになるので、今年みたいな片っ方は増やして、片っ方減らしてということができないということになろうと思っております。

残る33万人につきましても、これは色々な意味で治安の回復等々色々やっております最中ではありますので、いずれにいたしましても、今年の削減率というのは過去最高でありまして、これだけ大幅にやったと言っていることに関して、民間ではもっとできるというお話が多分出てくるのだと思いますけれども、これは不採算部門だからといって、切り捨てるということができないところが一番難しいので、民間のリストラと同じようには論じられないところなんだと思っております。

続いて地方支分部局につきましては、平成17年度の減量・効率化方針をとりまとめたことでありまして、この方針の改定に向けて、基本的には考えを今後とも続けていきたいと思っております。

地方公務員の定員制につきましては、4ページ目で地方公務員の総数、308万3,597人というのが出ておりますが、これは学校の先生など教育分野が約4割、警察、消防で約1割強、福祉分野、病院、水道、公営企業等々、国が法令で配置基準を定めたりしております部分、サービス部門に直結している部門等々が全部で約8割。

そうするとその他一般行政部門は残り2割、20.8%、約64万人に過ぎないということもちょっと頭に入れておいていただきたいと存じます。

これは数値目標を定めて計画をつくって、そして定員の抑制を図るように要請しておりまして、もちろん、都道府県や市町村でも違いでは出てくるとは存じますが、これまででも平成7年以降10年連続純減をいたしております。累計で約19万8,800人の純減ということになっております。

5ページにつきましては、地方公共団体の年齢別の職員構成というのを見ますと、50代のいわゆる団塊の世代というのが大きな山がここにありますので、今後この世代が大量退職をすることになりますので、この世代が退職していくのをどうやって同じような人数を補充しないで抑え込んで、職員数の抑制に取り組む必要があるということだと思っております。

そして市町村合併やアウトソーシングの効果はもちろん考えなければいけないところですが、新しい数値目標を調べて、そこに進んでいかねばならないと思っております。私の資料に関する説明を含めて言わせていただければ、そういうところだと思っております。

もう 1 点は、地方公務員につきましては、ラスパイレス指数は評価をいただいたようでありますけれども、私どもは特殊勤務手当について昨年 6 月に調査した上で昨年の 12 月に発表しております。そのおかげで、大阪市あたり、色々今出ている最中でありましては御存じのとおりなので、いわゆる民主主義、議会制民主主義、色々な意味でこういったものが健全に作動しておると思って大平光代助役以下大いに頑張っておるところなんだと思います。

ほかのところでも似たような例は幾つもあると思っておりますので、技能労務職の給与や、いわゆる「わたり」の話とか、こういった点に関しても困難な面はありますが、今後とも助言をやっていかなければいけないところだと思っております。

民間給与との差につきましては、これは人事院の話も避けて通れないところですから、ここの話とうまく関連させていただいて話をしていただかなければいけない。

民間議員の方々の 2 ページ目のところに、「人事院」という言葉が出ていますので、この人事院のところの手当のところは、これはなかなか難しい問題でありまして、私どもとしては、この人事院に触るとするのはとてもできる立場にもありませんので、こういった点につきましても十分御検討いただいて色々お話し合いをしていただかなければいけないところだろうと思っております。少なくとも、今回の大阪市の例を見るまでもなく、議会や住民の監視というものが非常に大きな効果を上げたということは、本間先生がこの間おっしゃったとおりなので、私どももこういったところが、良い意味で、この種の影響が出てくることを期待いたしております。

私の方からは以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。それではどうぞ御自由に御議論をいただきたいと思っております。

(吉川議員) 今麻生大臣からお話がありましたので、我々の問題意識を再度御説明した上で意見を述べさせていただきます。

要は、財政赤字の解消や財政再建という大きな目標がある。そうした中で公共投資であるとか、社会保障について見直しているわけですが、政府の支出の中でやはり人件費というのはかなり大きいわけですから、見直すべきところは見直そうということに尽きる。

それに対して、麻生大臣から提出された資料の国際比較の項目を拝見すると、国際比較をすると見直す余地はもうないともとれるが、それは必ずしも正しくない。

例えば、資料 1 ページ目の国際比較について、人口 1,000 人当たりで見ますと、

公的部門の職員数は、アメリカと日本を比べますとアメリカの方が大きい。

これについては、自治体の数がアメリカでは多いとか、恐らく面積というのが関係していると思います。やはり日本とアメリカの面積の違いというのが、例えば治安維持等をとっても、職員数の違いに反映しているのだろう。資料 1 ページ目と 2 ページ目にある、日本とイギリスの図を合わせると、少なくともイギリスと比べると 1 人当たりの賃金水準は、かなり日本の方が高いということをこのグラフは意味している。やはり色々な問題というのは、日本の場合あると思う。この資料は必ずしも日本で改善の余地なしということの意味しているわけではない。国際比較というのは我々非常に大切なことだと思います。この事実につきましては我々もよく認識した上で、しかし財政の現状からすると、大きなシェアを占めている人件費について、やはりおかしなところがあれば、そこは見直すべきだ、また見直す余地があるというのが我々の認識であります。

その点については、幾つか具体例を麻生大臣も出されましたので、我々と大きな認識の違いはない。ただし我々としては、さらに踏み込んで、どこに改善の余地があるのかということを見極める必要があると考えているわけで、その点については、むしろ総務省に踏み込んで、そうしたことの情報開示とか、リーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

もう 1 つ具体的な論点ですが、先ほど麻生大臣から、純減目標を掲げると、メリハリをつけられなくなるという御発言があったのですが、必ずしもそうでないと私どもは考えております。

公務員でも増やさなければいけないところはある、そこは当然増やす。もとより我々も同感です。増やすべきところでは増やす。しかし減らしても良いのではないかと考えられるところでは減らす。前者と後者の差が純減ですね。我々としては、増やすべきところもメリハリをつけて当然増やす。減らす方もメリハリをつけて減らす。増やすところと減らすところをどの程度で実行するのかは、引き算をしたマクロの純減目標を掲げて、増やすところ減らすところのつじつまを合わせる。ただし、内訳については、もとより内容でメリハリをつける。したがって、純減目標とメリハリということは矛盾する目標ではないと我々は考えております。

(麻生議員) 形の上では吉川先生がおっしゃるとおりなんだと思うんですが、現実問題、その査定をする立場におりますと、今のお話はものすごく難しい話でして、何で法務省だけこんなに増やすんだという話になるわけです。例えば、刑務所の看守の増加の一方で他の部分を削減すると、「こちらを増やしたために、自分達の職場は削減された」という話になり、各省みんな一律何%という削減率にしてくれという話にどうしてもなるわけです。

(吉川議員) 私たちとしてはだからこそ純減目標が必要なのではないかと考えている。

減らされるところが文句を言うというのは、純減目標がなくても、常に文句を言うことだと思う。一方で増やすところがあるにもかかわらず、減らすところが

あれば、純減目標があるなしにかかわらず、必ず減らすところは文句を言うと思う。

(麻生議員) 必ず減らすところは文句を言うんです。それはいつの時代でも民間でも皆同じなんです。

(吉川議員) それが道理だと思います。

(麻生議員) これは全く同じことなんだと思うんですが、純減の方針が先に決められる。それから純減量を決められて、どこを増やすか決めていないわけですから、そうすると、増やすところが後から決まってくるわけです。増やすところは、例えば法務省を増やさなければいけないとか、入管を増やさなければいけないとか、警察も増やさなければいけない、色々な意味で増やす。そうすると、増やした分だけ一方で純減目標に合わせて減らしていくわけだから、5年で10%削減というのを決めてはいるわけですがけれども、あわせて純減を決められますと、増える分が決まっていないで純減だけ決められてしまう。

(吉川議員) 私たちから申し上げていることは、そんな複雑な話ではなくて、増やすところ、減らすところメリハリをつけて増減する。それを差し引きしたマクロの純減目標は一方に置いておく。マクロの純減目標を一方でにらみながら、増やすところ、減らすところは同時にメリハリをつけて決めるのが自然なことで、どっちが先、どっちが後という話ではなくて、増やすところ、減らすところ、社会の必要性の変化に応じて、それを一気に決める。しかしネットのところの目標は掲げておいた方が財政再建の目的からしても良いだろうということです。何も複雑な話ではないと思っております。

(麻生議員) 純減目標というのは、片方を増やして、片方を減らすことによって、トータルマイナスになら良いというお話で、そのマイナスだけを先に決めちゃおうというわけでしょう。

(吉川議員) はい。ただし、それは全体で。どこで純減というのではない。それぞれの部署で純減になるようなことを初めに決めるというのではない。全体の純減である。メリハリというのは、あくまでもそれぞれの部署あるいは部門で、ここは増やすけれども、ここは減らすということだと思う。

(麻生議員) これは役所によってかなり差がついてくることを覚悟した上でやる。物理的にできるか。

(吉川議員) メリハリをつけるというのは、でこぼこが出るということです。

(麻生議員) 今年は、その意味ではかなりメリハリがついたところなんだと思っ
ているんですが、今回やろうとしている5年で10%ということは、年に約2%という話ですから、それでいきますと、約倍近くのをやろうということになる。トータルで、削減が5年で10%という話なんですけれども、この上純減目標を決められると難しい。

(竹中議員) ちょっと問題点を出していただいて、まとめてまた麻生大臣にお答えいただくということで、本間議員。

(本間議員) 私は人事院を含めた政府の中における人件費あるいは定数管理が、現

状から考えると、体制的に時代遅れになっているのだらうと思います。それは各部署がそれぞれの所掌という狭い範囲の中で、例えば、定数を全体で見ようとすると、各省庁の人事配置の適正というものがあって、その中で削減と増やす部分を組み合わせなければいけないのに、総務省は、従来の継ぎはぎを部分的にやっている。

しかも、定数は総務省でやり、賃金単価は人事院でやっている。それも国準拠、民間準拠という非常にあいまいな形でルール化をされているわけですね。

従って、例えば民間準拠という時に、ラスパイレス指数の計算が古色蒼然と、従業員数100人以上の企業で比較するという形になっていて、民間は職種の内容が変わったり、リストラしているのに、単に形式的に同じような業務の部分のところを取り出して計算をしている。我々は今のままでやりますから、あとは政府の判断ですと、これが不適切であれば政治判断をしてください、ILOで判断してください、こういう無責任な体制になっているんだらうと思うんですね。したがって、政府がこの問題に関してどのようにコーディネーションをしていくか、ここはしっかりとした体制づくりをもう一度人事院も含めてやっていく必要性があるのではないかというのが第1点であります。

それからもう1点でありますけれども、麻生大臣1ページ、2ページのところ、絶対レベルという点で単純にこの図を読みますと、日本の公共部門というのは一見すると効率的な感じがするんですけども、例えば、1ページ目のグラフでは日本と英国を比較して職員数は英国が倍以上あるわけですけども、日本と英国の人件費総額では、英国が10%ぐらいしか高くない。

単価が、日本は非常に高いということ。しかもIMDの公務員の生産性で比較しますと、イギリスは10位で日本は37位。民間の高い生産性の賃金体系に、政府が準ずるという形で形式的に合わせていますから、それに引きずられて賃金が上昇し、生産性と賃金のギャップが生まれている。

この辺のところをどのように考えるかということもございまして、ぜひ先ほど提案させていただきましたけれども、人事院も含めて、広い意味での協議の場を考えていく必要性があるのではないかというのが、私どもの問題意識の背景にあるということでもあります。

(竹中議員) 麻生大臣にお答えいただく前に、牛尾議員、上田副大臣、何かありましたらどうぞ。

(牛尾議員) 財政再建の観点から、奥田さんが冒頭におっしゃいましたように、総人件費削減というのは避けて通れない経営アイテムなんです。麻生総務大臣のお話であるとほとんど不可能かなというふうな印象も持ちますが、人件費管理がうまくいっているのに、何で財政が赤字になるのか、そのどこかに放漫なものがあるんだらうと思うんです。

この数字外にやはり数多くの人件費的な出費や行政もどきみたいなお金が出ているのであれば、それらを探らないと、これだけの赤字になるはずがないので、この表に出ているほどちゃんとやっていれば、公務員人件費など全部すきっとい

っているはずなのに、結果としては膨大な赤字になっているわけです。

この辺は総務大臣の表にもかかわらず、人件費は削減しなければならない。ただ、人件費の範囲をどう考えるかなどは相当詳しくやらないといけない。公団、独立法人、特会など全てを含めた人件費が下がると、結果としてどこかがしぼんでくることも考えられる。そうした準備が必要であり、むしろ専門である総務大臣からどうしたらそういう削減ができるのか、逆に第二の表が出るといういなと思うんです。ぜひ、次回にはそういう表をつくってください。

(麻生議員) 3 ページ目の「国の一般会計に占める総人件費の割合の推移」は、そのためにお出ししたのですが、人件費の割合はかつての約 21% から約 9.6% まで下がっているという事実は、それなりの努力はなされている数値だと思うんです。会社で言えば、これは売上高で占める自分の人件費の話ですから、少なくとも昭和 40 年度から 3 分の 2 程度は縮小されていることをある程度頭に入れておいていただきたいと思います。

それから、人事院について触れることは大変な話であり、独立しておりますので、なかなか話ができない。これははっきりしております。

加えて、公務員のスト権の話にかわるものとしての憲法上ある程度保障されている組織でもありますので、どうこうするという話はなかなか難しい。

民間議員の資料にも人事院についての記載があるので、十分御認識の上だと思うが、ある程度の限界があり、人事院の規則等に対してはなかなか言いにくいというのが率直なところです。

(竹中議員) 上田副大臣どうぞ。

(上田財務副大臣) 公務員の定員についてでありますけれども、厳しい財政事情の中で、財務省としても総人件費を抑制していかなければいけないとの立場に立っており、そういう中から今回 5 年間で 10% というような定員削減計画というのが出てきたことではないかというふうに思っております。

純減の目標設定については、省庁ごとの純減の目標を設定するという認識、イメージを持っていたものですから、そうすると非常に要請の高い治安、司法関係などではメリハリが付けにくいと思っておりましたが、今のお話ですと、必ずしも省庁ごとの目標設定ということではないというふうにも理解をいたしますので、今後どういう方法があるのか、総務省ともよく相談をさせていただいて検討をしなければいけないのかなと思っております。

給与について何点か御指摘をいただきまして、特に民間賃金の低い地域の公務員給与が民間に比べて非常に高くなっているというのは問題であるといったことについて、地域の民間賃金をもっと的確に反映されるような見直しというのが必要なのではないかというふうには思います。

人事院で今、こういったことも含めて検討しているというふうには承知をいたしております。また、公務員の年功的な給与体系を職務、実績等を反映した給与に見直ししていくべきだというような御指摘であったというふうに思っておりますが、今、公務員制度改革の論議がされているので、そういう方向で議論をしてい

かなければいけないだろうというふうに思っておりますし、また人事院の今年の勧告においても、そういったことも含めて予定をしているというふうにも聞いておりますので、さらに精力的に検討していかなければいけないというふうに思います。

また、一般職国家公務員以外の給与についても総務省とも相談させていただきながら、人事院勧告や人事院で検討されている給与体系の適正化などに準拠したような形で対処していかなければいけないでしょうし、国会職員についても国会において、適切に対応していかなければいけないだろうというふうに思っております。

そのほか、特殊勤務手当などについての必要な見直し、地方公務員給与の問題点なども適正化を図っていく必要があるだろうというふうに思っております。

特に財務省の方から申し上げたいのは、国民に対するアカウンビリティということを考えますと、地方公務員給与についても、その手当の在り方なども含めて、情報公開が必要なんだろうというふうに思っております。その点は引き続きまた、協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、地方財政の一層のスリム化というのは、財務省としてずっと主張させていただいたことでありますので、地財計画の適正化、透明化を進める上では、人権費の問題もさらに議論していかなければいけない問題だというふうには承知をいたしております。

以上です。

(竹中議員) 特によろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。議論は尽きないのでありますが、基本的に効率的で小さな政府を目指すという観点から、国と地方の公務員の人件費について、総額で何らかの削減努力が必要であるというようなところ。また情報の公開も必要であるというところ。そこはもう共通認識なのだと思います。ただ、そのための具体的方策については、今後さらに議論を詰めていく必要があると思います。

今日は民間議員から幾つかの要望が出ておりますので、データ等の公表を総務省にも色々御検討をいただきたいと思います。また、民間議員から提案があった点、例えば定員の純減目標、これはマクロの純減目標という話でありましたけれども、これの問題をどのように考えるのかという点、引き続き是非御検討をいただきたいと思っておりますし、地方公務員の給与に民間の給与を適正に反映させるための方策等々について、引き続きこれは県議会等とも相談しているというふうに承知をしておりますので、総務省で是非御検討をお願いしたいと思っております。

今日の本質的な議論として、本間議員から仕組みそのものが時代遅れなのではないかという、かなり本質的な問題が提起をされました。是非、この機会に財政と経済の専門家である本間議員と吉川議員の今の制度そのものの問題点というのはどこにあるのか、例えばラスパイレズ指数1つをとっても、一体比較の対象は何が良いのか、地方の官民格差というよりも、比較の対象はどうあるべきだ、生産性のギャップをどう考えるべきなのか、人件費をどこまで含めるべきなのか、

そういう問題点の整理を、これは是非総務省や、場合によっては人事院の皆さんとも御相談をしながら、ぜひちょっと整理をしていただくというのが、1つの方策なのではないかなというふうに思います。

以上、とりまとめをぜひさせていただきたいと思います。総理。

(小泉議長) 麻生さんの出した資料の3ページを見ると、一般会計に占める総人件費は、昭和60年と同じ額である。

(麻生議員) そうです。

(小泉議長) 今も7兆8,000億円、一般会計が昭和60年が53兆円、今82兆円、人件費を相当削減していることは事実なんだ。

(麻生議員) そうです。間違いありません。ですから、私も総理と全く同じものを持っているんですが、何となく民間議員の話を聞いていて、何も努力していないじゃないかというふうに聞こえるから、ちょっと待ってくださいと言ったんですが、いや、ちゃんと分かった上で言うておるといってお話でしたから。

(小泉議長) 20年前と比べて同額というのが、ちょっと……。

(牛尾議員) 企業の場合は加工外注(外注により人件費が減る代わりに加工費が増える)だけが増えるとかいう現象が起こるんですよ。

(小泉議長) インフレとデフレの違いもあるだろう。

(牛尾議員) 経費も増えているんです。全般の経費が増えているから、相対的に人件費が…。

(本間議員) 総理、これは独法化とか、国立大学法人とかがあり、定義が全然違うんですよ。

(小泉議長) なるほど、それもある。人事院のあり方、難しさはあるんだけど、問題点を検討していただきたい。民間に準拠して国家公務員の給与を決めているのだけれども、民間との準拠は本当に東京と離島、地方で良いかどうか。そういう点も含めて、どういう問題点があるか、どうやったら改正できるかという点も含めて、勉強していただいけませんか。お願いします。

(麻生議員) その際、本間先生、是非お願いしておかなければならないと思うのは、人口8万ぐらいのまちで比較対象の企業規模が200人なり、300人だとしますよ。それでやると、300人規模の会社のある市とない市が出てくるわけです。そうすると、隣の市は小さな企業しかないからガタンと下がるわけです。隣の市はこんなに高くなっちゃうということになるわけです。その差は同じ県内だけど、隣の市でこんな違っちゃうというときをどうやって説得するかという話。これは私実際そういうところにいますから、これはなかなか難しいだろうなというのが、率直な実感です。

(本間議員) 地方の人事委員会はもちろんあるわけですがけれども、今は国に準ずるといって非常にその影響が強くて残っていて、地域の実態が余りにも反映されていけませんので、そこをどういう形で段階的にでも反映させていくか。一挙にやりましたら、麻生大臣がおっしゃるとおり、ガタンと落ちることは目に見えておりますので、そこら辺のところはしっかり勉強したいと思います。

(麻生議員) 労使問題に関して、団体交渉と2回ぐらい付き合ったことありますけれども、高い方から来ますから、俺のところとお前のところは人口何万で何万でとあおられると、それは事実ですから、その点だけを言うと、やはりルールをきちんとして作り上げるところが大変だなと思います。

(本間議員) 国に準ずるといふことは、それは本当は決まっていないうですね。歴史的な慣行の中で行われていますので、そこら辺の部分のところ、制度的な部分のところも含めて、しっかりと吉川議員勉強させていただきます。

(竹中議員) ありがとうございます。今日の議論は事務ルートで人事院にもお伝えをしておくつもりでございます。

(財務大臣入室)

○政策金融改革について

(竹中議員) それでは、次に政策金融の議論を始めさせていただきます。民間議員からペーパーが出ております。本間議員よろしく申し上げます。

(本間議員) それでは、私の方から資料「政策金融機関の統廃合に向けて」を説明させていただきます。

政策金融改革につきましては、平成14年12月の当諮問会議におけるとりまとめでは、平成17年から19年までをあるべき姿に移行するための準備期間としておりました。そしてその上で、平成20年度以降、速やかに新体制に移行するという事になっております。これを受けまして、政府は経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるということ平成14年12月に閣議決定されたところであります。その後、平成17年1月28日の衆議院予算委員会におきまして、総理より「政策金融機関については、これから経済財政諮問会議で統廃合を議論する」旨の御答弁があり、それを受けて、今般有識者議員として、政策金融の統廃合に向けての今後の進め方について提案をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、政策金融機関は、不良債権の集中処理期間である16年度末まで、ある意味では民間金融機関が頼りないから、政府の政策金融機関をきっちり活用しようということで議論を先送りしてきたわけでありまして、御承知のとおり、不良債権比率の着実な低下が見られるところでありますし、民間金融機関の機能も回復強化をされております。また、民間企業におきましても収益の増加が続き、資金繰りが大きく改善をしているというのが実態であります。その意味で、我が国の経済金融情勢は、危機的な状況から脱したというぐらいの評価をしても良いと考えております。

経済財政諮問会議が平成14年12月にとりまとめました「政策金融改革について」で既に指摘しておりますけれども、民間にできることは民間に委ねる、これを基本として平成17年度から、政策金融機関の組織改革に関する検討を再開すべきであろうという具合に考えております。

その際、具体的には以下のような検討の進め方であるべきであろうと考えます。

平成20年度からの新体制の移行のために十分な準備期間を確保するため、経済財政諮問会議において「あるべき姿の実現」に関する基本方針をとりまとめる。そして、必要に応じて、政策金融機関から経済財政諮問会議において意見を聞く。さらに、個別的・専門的な検討を要する部分もあろうかと思えます。民間有識者の知見も活用するとともに、内閣府の政策金融機関8機関を改革するための準備室を設置する。そういう体制の整備が必要になってこようかと思えます。民間議員の提案は以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。15分程度でございますが、どうぞ御自由に議論をいただきたいと思えます。麻生大臣。

(麻生議員) 総理が就任された4年前からこの話が始まったと思えますので、あの時、当時一悶着ありましたので、政調会長をやっている大変苦労した記憶がある。

政策金融機関の中で、私ども総務省が担当しておりますのは公営企業金融公庫であるが、御存じのように、他の金融機関と違って、民間に金を貸しているわけではない。全く全然違うところなんで、簡に言えば、民間の金融機関から金を借りる場合に比べて金利が安くなる。

その安い金利をそのまま地方自治体に貸しておるというわけですから、これ程うまいことをやっているシステムはないかと、私は正直そう思っております。したがって、国の財政負担を全然伴わないような仕組みになっていきますので、そういった意味では、民間金融との競合ということもここはありません。そういった意味では、8つの色々な機関があるが、是非その点は頭に入れておいていただければと思っております。これは知った上で言うておられるんだと思えますが。

もう一つ。ちょっと気になるところなんですが、仮に民営化する場合、給与を幾らにするのか。是非頭に入れておいていただかなければならないのですが、例えば、調べてみたところで、例えば国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の総裁、理事長の給料はいずれも全部横並びで122万6,000円、年間約2,300万円であり、事務次官の給与よりちょっと安いぐらいの水準である。

こんなに安い給料の銀行の頭取を探すのはなかなか大変だろうかと正直思いましたので、お探しになる場合には、そこのところはよく頭に入れておいていただかないとなかなか大変だろうかと、私自身は、この給与の数字を見ながら、そう思いました。

以上です。

(竹中議員) 中川大臣。

(中川議員) 今日は政策金融機関の議論のキックオフだと伺っております。経済産業省の所管する政策金融機関は、主に中小企業向けの金融あるいは保証をやっておりまして、前回の平成14年の議論の時は、金融事情が非常に厳しく、特に中小企業の事情が厳しい状態だったと聞いております。そういう意味では、全体としては経済がよくなってきておりますけれども、諮問会議でも何回も申し上げておりますが、ミクロ的に見ますと、地域あるいは業種、そして規模的に言うと、当

然中小企業は、まだまだ厳しい状況が続いているところもある。だから、自動的に残せ、というつもりはございませんで、もう一捻りした言い方をさせていただきますけれども、やはり官は民の補完であるという大前提であるべきである。

私は常に、政府系金融機関を所管している部局あるいは長に対して、官は民の補完であるべきであると言っている。私が民間銀行に在籍していたからというわけでは決してございませんで、そうであるべきだというふうに考えております。したがって、役割として、官として官でなければできないコアの部分を引きちんと議論、整理していく必要があるのではないかとこのように思います。

そういう意味で今、大分良くなってきたと言っても、私の地元の北海道を含めて色々なところでは、まだ民間金融機関は貸し渋りだとか、あるいはまた担保を要求し、それも土地ではダメで、最後は無責任・無限保証を要求するような貸し方も存在しているという話をよく私自身は聞きます。

そういう意味で、是非議論を透明性、公開性という意味からも、政府系金融機関の関係者、特に民間の関係者の方々の実情、実態を一度ヒアリングすることを作業としてやっていいのではないかとこのことを提案だけさせていただきたいとこのように思います。

(竹中議員) 谷垣大臣、福井総裁の順番でお願いします。

(谷垣議員) 要するに政策手段としての政策金融のあり方とか位置付けをきちんとやりながら組織論を考えていくということだと思いますが、資料の 2. にありますように、「必要に応じて政策金融からの意見を聞く」とありますが、業務の見直しとか、金融手法の革新だとか、政策金融の機能や位置付けというようなことをヒアリングしていただくということは大事だと思いますが、それと同時に、関係大臣というか、主管大臣というか、その協力をとりつけることもまた極めて大事じゃないかと思っておりますので、その辺を含めてどのように運んでいくかはよくまた御議論を賜りたいと思っております。

(竹中議員) 福井総裁。

(福井議員) 2002年の経済財政諮問会議でまとめられた「政策金融改革について」という文章の背後には、私どもの理解ですが、やはり資金の流れを公的部門から民間部門へ変える、そのことによって市場メカニズムを活かした効率的な資源配分の実現し、それを通じて経済全体の生産性の向上や健全な発展に寄与することを狙いとすると、そういう思想があるというふうに思います。これは郵政の改革の基本思想と全く同じで、そういう意味では、政策金融機関の改革は、郵政の改革と表裏一体のもの、整合性のとれたものにしなければいけないということではないかと思っております。

もう一つはタイミングですが、中川大臣がおっしゃったとおり、今はターニングポイントで、まだまだ難しい問題を引きずりながらということだと思いますが、大きく言えば、やはり 4 月のペイオフ全面解禁後は、民間金融機関が新しい展開を示してくるでしょう。民間金融機関は、昔に帰るのではなくて、新しい時代のニーズに応じた方法で展開をする備えをしていると思っておりますし、我々もそれを期

待しているということですが、その場合に狭い意味の利益を上げるというだけでなく、新しい時代感覚で、CSR というんですか、企業の社会的責任ということも民間金融機関はきちんと追求していく、新しいビジネスモデルを確立していくことを期待する。この場合に、政府系金融機関が補完的にどういう役割を果たすべきかということについて、この時点できちんと議論を始めて、民間金融機関と政府系金融機関が表裏一体となった姿を実現していくことが大事だし、民間金融機関にとっても、この場の議論が刺激的になるような議論の展開が必要だというふうに考えております。

(竹中議員) ほかに特に民間議員からございませんか。いいですか。よろしゅうございますでしょうか。

それではありがとうございます。今日は民間議員から3つの点、問題提起をされておりますが、3つの点については、概ねその方向でということであろうかと思えます。その際、御注文がありましたのは、それぞれの機関の特殊性に考慮しろということ、やはり現場、実態のヒアリングをしっかりとやれということ、所管大臣の協力を得ようということ、郵政はじめその他の改革と整合的にタイミングを逃さずやるということではなかったと思えます。平成14年12月にとりまとめた方向に従いまして、しっかりとこれから議論をしていきたいと思えます。

総理。

(小泉議長) 政策金融機関については、4年前の議論を私も覚えているが、基本理念は郵政と似ている。民間にできることは民間に。当時も「もう郵政の民営化なんて終わった。公社まで。民営化の議論もしてはいけない」と言われた。政策金融についても各省も猛反対であった。

郵政民営化と同じで、一指も触れさせないと言われた。それで侃々諤々の議論をやって、それでは、経済財政諮問会議に諮問して議論するのはオーケーということでやってきた。これはこれから秋に向けて統廃合、民営化、民間委託、色々議論していただきたい。

今、議論していると、郵政もまだ民営化できないと思っている人が相当いるから、できた段階でやると景色ががらりと変わってくる。議論はしっかりしておいてください。この夏までに民営化法案が上がると考え方も変わってくる。郵政民営化もできたじゃないか、この政策金融機関も改革できると。

(竹中議員) ということでございますので、しっかりと御議論をお願い申し上げます。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

(以 上)